

ハコトラ事業に参加の皆様へ

# ハコトラ 貨物運送保険のご案内

(運賠ナビゲーター特別約款付運送保険)

## <お問い合わせ先>

代理店 : 株式会社ティーコンセプト  
(住所) 〒573-1105 大阪府枚方市南楠葉1丁目3-3 1階  
(TEL) 072-857-5008  
(FAX) 072-857-5009

引受保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社  
担当課 : 大阪北支店 枚方支社  
(住所) 〒573-0027 大阪府枚方市大垣内町2-8-17  
(TEL) 072-843-7321  
(FAX) 072-843-3122

## <事故時の連絡先>

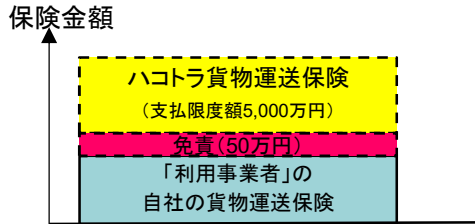
事故受付センター: 東京海上日動安心110番  
(TEL) 0120-575-110 (受付: 24時間365日)

代理店 : 株式会社ティーコンセプト  
(TEL) 072-857-5008 (受付: 平日 9:00~17:00)

## ハコトラ 貨物運送保険の概要

本保険は、ハコトラ事業に参加する「利用事業者」がアイエン株式会社（以下「アイエン」）の運営するハコトラを介して運送を受託した荷物の運送中に、保険の対象となる事故が発生した場合に、貨物の所有者に対して負う賠償責任を補償します。アイエンが保険契約者、「利用事業者」が被保険者となる運賠ナビゲーター特別約款付運送保険です。

事故により「利用事業者」が負う損害賠償責任額が、「利用事業者」が自社で加入している貨物運送保険で支払われる額を超過する場合、不足する額について、免責金額を除いて本保険の支払い限度額を上限に補償します。



## 保険の対象となる貨物

ハコトラ事業に参加する「利用事業者」が受託し、ハコトラを介して運送契約が成立した貨物が対象となります。「利用事業者」が下請業者に出す荷物についても、この保険の対象となります。

## 保険金をお支払する主な場合

次のような偶発的な事故の結果生じる貨物の所有者に対する損害賠償責任が保険金のお支払対象となります。



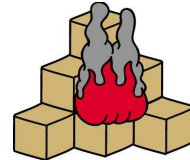
破損



輸送用具の衝突



盗難



火災

### ◆保険金をお支払いする対象となる損害が変更される貨物

生動物	コンテナ 自体	野積み 貨物	ばら積み 貨物	温度管理さ れている貨 物
-----	------------	-----------	------------	---------------------

### ◆お支払いする保険金が制限される貨物

貨物の分類	損害の発生事由
貨紙幣類・有価証券・新株券（金・銀・白金類の地金を含む）	1梱包あたり10万円が限度となります
貴金属、宝玉及び宝石、宝飾品（時計、アクセサリ類を含む）、書画、骨董、彫刻物およびその他の美術品	1個または1組あたり10万円が限度となります

### ◆対象貨物から除外される貨物

輸送用 具自体	非牽引 車両	遺体
------------	-----------	----

## 保険責任の始期と終期

本保険における保険責任の始期と終期は、「利用事業者」が荷主から貨物の引き渡しを受けた時に始まり、通常の運送過程を経て、荷受人に引き渡された時に終わります。  
通常の運送過程には、貨物の輸送待ち、仕分け、配送、積替え、荷卸し等の為の一時保管(仮置)中も含まれます。

## 支払限度額・免責金額

事故により「利用事業者」が負う損害賠償責任額が、「利用事業者」が自社で加入している貨物運送保険で支払われる額を超過する場合、不足する額について、免責金額を除いて、以下の支払い限度額を上限に補償します。

支払限度額	1事故につき、5,000万円
免責金額	1事故につき、50万円

## お支払する保険金

本保険でお支払する保険金は、次のとおりです。

保険金の種類	お支払する保険金
①損害賠償金	貨物の所有者に対して法律上・契約上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が支払い責任を負う損害賠償金
②損害防止費用	保険事故の発生にあたり、被保険者が損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
③請求権の保全・行使手続費用	請求権の保全または行使に必要な手続きをするために必要とした費用
④争訟費用	被保険者が東京海上日動の書面による同意を得て支出した訴訟・仲裁・調停・和解のための費用
⑤協力費用	東京海上日動が被保険者によって損害賠償訴訟の解決にあたるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が東京海上日動に協力するために支出した費用

## お支払いの対象とならない主な場合

- 輸送用具または積載方法が貨物を安全に輸送するのに適さなかった場合の損害
- 輸送用具の不完全被覆による損害
- 警察でその盗難届等が受理されていない、盗難または各荷造りごとの紛失による損害
- 貨物の自然の消耗または貨物の性質・欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華等による損害
- 荷主による荷造りの不完全による損害
- 運送の遅延による損害
- 輸送用具が無免許運転者・飲酒運転者により運転されている間に生じた損害
- 法令に基づき運送事業を行うことについて必要な許可を受けていない事業者、および必要な許可を受けた輸送用具以外の輸送用具による輸送中・仮置中に生じた損害
- 違約金・慰謝料・臨時費用・逸失利益等の間接損害
- 陸上(河川を含みます)にある貨物につき地震・噴火・津波、またはそれらに関連する火災等による損害

